

(1) 特別相談窓口の設置

日本政策投資銀行	富山支店	中小企業事業	TEL:076-442-2483
〃	富山支店	国民生活事業	TEL:0570-044686
〃	高岡支店	国民生活事業	TEL:0570-045028
商工組合中央金庫	富山支店		TEL:076-444-5121
〃	高岡支店		TEL:0766-25-5431
富山県信用保証協会			TEL:076-423-3171
富山商工会議所			TEL:076-423-1111
高岡商工会議所			TEL:0766-23-5000
氷見商工会議所			TEL:0766-74-1200
射水商工会議所			TEL:0766-84-5110
魚津商工会議所			TEL:0765-22-1200
砺波商工会議所			TEL:0763-33-2109
滑川商工会議所			TEL:076-475-0321
黒部商工会議所			TEL:0765-52-0242
富山県商工会連合会			TEL:076-441-2716
富山県中小企業団体中央会			TEL:076-424-3686
富山県よろず支援拠点			TEL:076-444-5605
全国商店街振興組合連合会			TEL:03-3553-9300
中小機構 北陸本部 企業支援部	企業支援課		TEL:076-223-5546
中部経済産業局 産業部	中小企業課		TEL:052-951-2748

(2) 災害復旧貸付の実施（日本政策金融公庫）

① 国民生活事業

融資限度額	3千万円	（各融資制度に上乗せされる金額）
融資期間	10年以内	（うち据置期間 2年以内）
※一般貸付を適用した場合		
金利	1.07%	

② 中小企業事業

融資限度額	1億5千万円	（別枠）
融資期間	10年以内	（うち据置期間 2年以内）
※設備資金は、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）		
金利	1.02%	

(3) セーフティネット保証4号の適用

中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証

内容（保証条件）

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠）
- ④ 保証人：原則第三者保証人は不要

(4) 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などの対応を要請

(5) 小規模企業共済災害時貸付の適用

小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用